

第20回 スポーツ仲裁シンポジウム 報告書

スポーツ仲裁・調停の 将来の展望

開催日時

1日目 2023年9月22日(金) 11時-18時

2日目 2023年9月23日(土) 10時-15時

会場

1日目 JSOSビル14F 岸清一メモリアルホール
東京都新宿区区霞ヶ丘町4-2

2日目 立教大学池袋キャンパス 7101教室
東京都豊島区西池袋3丁目34-1

オンライン Zoomウェビナー

主催 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構／立教大学ビジネスロー研究所

後援 スポーツ庁／法務省／公益財団法人日本オリンピック委員会／公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会／公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
一般財団法人日本ADR協会／日本スポーツ法学会

協賛 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団／デサントジャパン株式会社

スポーツ仲裁・調停の将来の展望

目次	プログラム	02
	開催趣旨	03
	基調講演 スポーツ仲裁 20年の成果と未来	07
	セッション① 国内スポーツ仲裁機関の比較（日豪）	13
	セッション② 国際スポーツ仲裁のキャリアパス	15
	セッション③ アンチ・ドーピング仲裁の現在	17
	セッション④ スポーツ調停の活用可能	19

プログラム



手話通訳



同時通訳

02

22日
(1日目)

プレイベント

11:00-12:10

代表選考及び不利益処分に関する紛争の予防

田原洋太（ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所・弁護士）



基調講演

13:10-13:55

スポーツ仲裁20年の成果と未来

山本和彦（前 JSAA 機構長、一橋大学大学院法学研究科教授）



セッション①

14:00-15:45

国内スポーツ仲裁機関の比較（日豪）

コーディネーター：沖野真己（JSAA 機構長、東京大学大学院法学政治学研究科教授）



セッション②

16:00-17:45

国際スポーツ仲裁のキャリアパス

コーディネーター：山崎卓也（Field-R 法律事務所・弁護士）



23日
(2日目)

セッション③

10:05-11:50

アンチ・ドーピング仲裁の現在

コーディネーター：早川吉尚（立教大学法学部教授、瓜生・糸賀法律事務所・弁護士）



セッション④

13:00-14:45

スポーツ調停の活用の可能性

コーディネーター：小川和茂（JSAA 理解増進事業専門員）



開催趣旨

2003年4月に設立された当機構は、今年度20周年を迎えました。通算20回目となる今年のシンポジウムでは、昨年度実施したスポーツ庁委託事業「スポーツ仲裁の在り方に関する調査研究事業」の成果を踏まえ、①国内スポーツ仲裁機関の役割、②国際的なスポーツ仲裁、③アンチ・ドーピング仲裁、④スポーツ調停という、当機構の事業と密接に関わる4つのテーマの将来の可能性について、国内外からパネリストを招いて議論していきます。

イベント

代表選考及び不利益処分に関する紛争の予防



田原洋太 (ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所・弁護士)

立教大学法学部卒業、慶応義塾大学法科大学院修了。2017年弁護士登録（70期）。都内法律事務所勤務を経て、2020年10月にヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所に入所。スポーツ分野やエンターテインメント分野などを中心に、企業法務、訴訟案件、知的財産法務、刑事事件等幅広い分野の業務を取り扱う。

基調講演

スポーツ仲裁20年の成果と未来



山本和彦 (前JSAA機構長、一橋大学大学院法学研究科教授)

1984年、東京大学法学部卒業。その後、東京大学法学部助手、東北大学法学部助教授、一橋大学法学部助教授等を経て、2002年より一橋大学大学院法学研究科教授。これまで、司法制度改革推進本部・仲裁検討会・ADR検討会委員、法務省・法制審議会臨時委員（仲裁法制部会部会長、民事訴訟（裁判IT化）部会部会長）などを歴任。

セッション①

国内スポーツ仲裁機関の比較(日豪)



沖野眞己 (JSAA機構長、東京大学大学院法学政治学研究科教授)

日本スポーツ仲裁機構代表理事（2023年6月より）。東京大学法学部卒業。筑波大学社会科学系専任講師、学習院大学法学部助教授・同教授、一橋大学大学院法学研究科教授を経て、2010年10月より、東京大学大学院法学政治学研究科教授。専門は、民法、消費者法、信託法。ヴァージニア大学ロースクールLL.M。



恒石直和 (表参道総合法律事務所所属・弁護士、日本スポーツ法学会員)

スポーツ庁技術審査専門員、第一東京弁護士会スポーツ法研究部会副部会長、同会社法研究部会副部会長、等。スポーツ仲裁において選手側代理人及び競技団体側代理人を務めた後、2020年より日本スポーツ仲裁機構仲裁調停専門員。



顔写真の下に、左のアイコンが記載されている方はオンライン出演となります



Kitty Chiller AM (Deputy Chief Executive Officer (CEO) of the National Sports Tribunal)

Kitty is an Olympian in Modern Pentathlon (Sydney 2000) and a highly experienced and globally respected sports administrator. Kitty was the CEO of Gymnastics Australia (2017-22) and was the Chef de Mission of the Australian Olympic Team for the 2016 Rio Olympic Games (the first time a female was appointed to this position). She serves on the Executive Board of the Australian Olympic Committee, and on the Executive Board of the International Modern Pentathlon Federation, UIPM. Kitty also served on the Executive Board of the International Gymnastics Federation, FIG, (2018-23) – the only person globally to sit on two International Federation Boards. Kitty was awarded an Order of Australia (AM) for services to sport in 2019 and was a recipient of the International Olympic Committee's (IOC) Women in Sport Award in 2020. In 2023, she was inducted into the UIPM Hall of Fame and was awarded the Silver Award for distinguished services by the FIG. Kitty has also served on the IOC Athletes Entourage Committee.



Monica Daley (Principal Case Manager and Counsel of the NST)

Monica joined the NST in November 2021 with a diversity of experiences in sport, law and government. She commenced her career as a sport scientist (biomechanics) at the Australian Institute of Sport and the NSW Institute of Sport and worked for several National Sporting Organisations in community and high-performance environments. After completing a law degree, she practiced in commercial litigation for 8 years before undertaking a Graduate Diploma in Sports Law and returning to sport in a governance advisory role with the Australian Sports Commission. She is now enjoying combining her sports and litigation experiences with her passion for integrity in sport as she provides oversight of case management at the NST.

セッション②

国際スポーツ仲裁のキャリアパス



山崎卓也 (Field-R法律事務所・弁護士)

1997年弁護士登録後、スポーツ、エンターテインメント業界に関する法務を主な取扱分野として活動。選手、競技団体、クラブなどを代理したさまざまな国内外の契約交渉、ルール作りに従事。現在、スポーツ仲裁裁判所(CAS)仲裁人、国際プロサッカー選手会(FIFPRO)アジア支部代表、世界選手会(World Players)理事、日本スポーツ法学会理事などを務める。



Lia Yokomizo (Legal Counsel of the CAS)

Lia Yokomizo is a Brazilian-qualified lawyer who specializes in dispute resolution with a focus on international arbitration. She holds a bachelor's degree from the University of São Paulo School of Law and an LL.M in International Dispute Settlement (MIDS) from the Graduate Institute of International and Development Studies of Geneva in partnership with the University of Geneva. She has extensive experience dealing with complex arbitration cases involving commercial and sports-related matters. She has a comprehensive view of the arbitration process, having started her career at the Brazilian Arbitration Committee (CBAr) and later acting as counsel to parties in arbitration procedures and as secretary to arbitral tribunals. She currently serves as a Legal Counsel at the Court of Arbitration for Sport (TAS/CAS) in Lausanne, Switzerland.



Wouter Lambrecht (CAS Arbitrator)

Wouter is qualified lawyer currently working as an independent legal service provider active in the world of football rendering services to clubs, intermediaries and players alike. He advises his clients on sports regulatory and commercial related matters and is particularly active in advising and assisting his clients on all transfers related work and its cross-boarder implications.

Wouter is also a listed arbitrator at the Court of Arbitration for Sport where he is appointed on the general list and football list of arbitrators, and he has been appointed in +50 cases in the last 3 years.

Prior to working as an independent legal service provider, Wouter worked as the General Counsel of the European Club Association and at FC Barcelona where he served as legal counsel responsible for all FIFA/UEFA related matters and as advisor to the President. He was also a judge on the FIFA DRC and the FIFA PSC. Wouter is the co-founder of the football tech company Nordensa (www.nordensa.com) and often gives lectures on sports legal related matters.



生田圭 (生田総合法律事務所・弁護士)

第一東京弁護士会所属2008年弁護士登録。2014年University College London卒業(LLM)。2015年Sport Resolutions(London)勤務。2017年～2022年日本スポーツ仲裁機構(JSAA)で仲裁調停専門員として勤務。スポーツ選手とスポーツ統括団体との間で生じる選手選考、懲戒に関する紛争など、スポーツに関連する様々な案件を取り扱っている。

セッション③

アンチ・ドーピング仲裁の現在



早川吉尚 (立教大学法学部教授、瓜生・糸賀法律事務所・弁護士)

立教大学教授を務める他、内外の多数の著名大学でも研究・教育を行う。弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所パートナー弁護士であり、数多くの国際訴訟、国際仲裁事案で代理人、仲裁人を務める。UNCITRAL、APEC、ISO等の国際機関での日本代表、様々な省庁の審議会委員等を務める。

スポーツとの関係では、CAS仲裁人、World Rugby Judicial Panel 委員、日本アンチドーピング規律パネル委員長を務める。内外での著作多数。



浅川伸 (日本アンチ・ドーピング機構専務理事)

1969年、群馬県出身。世界アンチ・ドーピング機構(WADA)財務・管理委員、国内アンチ・ドーピング機関アドバイザリーグループ委員等を歴任。国際パラリンピック委員会(IPC)のロシアパラリンピック委員会資格回復の為にタスクフォース委員を務めた。



高松政裕 (京橋法律事務所・弁護士、日本スポーツ法学会理事・事務局長)

2007年弁護士登録。JSAAの仲裁人のほか、スポーツ選手やコーチ・監督の代理人として代表選考、ドーピング、懲戒処分、スポーツ事故等に関する事案、IFの独立委員・NFの役員・倫理委員として団体内部からのガバナンス支援、スポーツビジネスに関する相談案件を中心に業務を行う。



佐竹勝一（中村合同特許法律事務所・弁護士、弁理士、米国ニューヨーク州弁護士）

第二東京弁護士会 所属

主な著書・講演

「アンチ・ドーピングの手續とルール」（共著）（商事法務、2021年12月）

「アンチ・ドーピング仲裁編 第2回 アンチ・ドーピング規則違反 JADC2.1項～2.11項」一般社団法人日本国際紛争解決センター（2021年）

セッション④

スポーツ調停の活用の可能性



小川和茂（JSAA 理解増進事業専門員、立教大学法学部兼任講師）

上智大学法科大学院助手、立教大学法学部助手、同助教、（一財）知的財産研究所特別研究員、立教大学法学部特任准教授なども歴任。大学院在学中より、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）の設立に関わり、その後も事務局に携わる。仲裁法（国際商事仲裁、投資仲裁、スポーツ仲裁）、国際私法、国際取引法、スポーツ法などの講義を大学でもしている。著書に『アンチ・ドーピングの手續とルール』（商事法務、2021年）共著、『オリンピック・パラリンピックから考えるスポーツと法』（有斐閣、2021年）共著、『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、2016年）共著、『スポーツの法律相談』（青林書院、2017年）共著などがある。

前田卓朗（JSAA 仲裁調停専門委託員）

上智大学法科大学院修了。大学院在籍時からアルバイトをしていた公益財団法人日本スポーツ仲裁機構からの誘いを受け、仲裁調停専門委託員として勤務開始。その後現在に至るまで、スポーツ仲裁・調停の利用を考えるアスリートや競技団体関係者等の相談に対し、手續の内容やその利用可能性について助言をしたり、またスポーツ仲裁や調停等の公正・公平な手續が行われるよう事案の管理や連絡、調整等の委託業務を行う。

高取芳宏（霞ヶ関国際法律事務所・弁護士）

英国仲裁人協会上級仲裁人（F.C.I.Arb.）・同認定講師（A.F.L.）。国際調停人（JIMC, SIMC, JCAA等）。JSAAスポーツ仲裁人リスト掲載。ハーバード大法科大学院卒。2020年から21年まで、国際ウエイトリフティング連盟により世界5大陸の代表からなる懲罰委員会にアジア大陸代表仲裁人として任命され判断策定に参加。



National Sports Tribunal (NST)

2020年にNST法に基づき行政機関として設立されたオーストラリアのスポーツ仲裁・調停機関。2023年で設立4年目を迎えた。nationalssportstribunal.gov.au/

Court of Arbitration for Sport (CAS)

1984年に設立された国際的なスポーツ紛争の解決機関。日本では『スポーツ仲裁裁判所』とも呼ばれている。主に、オリンピック紛争、ドーピング紛争、Football紛争を取り扱っている。tas-cas.org/

スポーツ仲裁 20年の成果と未来 (スポーツ仲裁シンポジウム基調講演)

一橋大学教授 山本 和彦

ただいまご紹介いただきました山本と申します。本日は、仲裁法・民事手続法の関係の研究者としてお話をさせていただきますが、今年の6月までJSAAの機構長を務めておりましたので、最後にはJSAAの前機構長の立場からの話を申し上げます。

1 日本におけるスポーツ仲裁の沿革

まず、日本におけるスポーツ仲裁の沿革について説明いたします。

1998年1月に「我が国におけるアンチ・ドーピング体制について」と題する報告書が出されて、この中でドーピングに関する紛争を解決する第三者機関として仲裁機関の設立が確保されたことが発端となっております。

これを受けて、1999年12月に「スポーツ仲裁研究会」がJOCに設置されて、具体的な仲裁機関のあり方が議論されました。その間の大きな出来事として、千葉すず選手による日本水泳連盟による代表選手選考決定に対する仲裁申立てがスポーツ仲裁裁判所(CAS)に対してなされました。この事件は、日本のスポーツ界全体にスポーツ仲裁の存在を知らしめた点、仲裁手続によって実際に紛争の解決が図られた点で大きな意味がありました。

2000年11月に、スポーツ仲裁研究会がスポーツ団体に対してアンケート調査を行いました。その中で79%の団体が仲裁機関の必要性を認め、スポーツ界の中でもその設置が検討されていきました。その結果、このスポーツ仲裁研究会の報告書に基づいて、2002年8月に「日本スポーツ仲裁機構創設準備委員会」がJOC、日本体育協会(現:日本スポーツ協会)、日本障がい者スポーツ協会のスポーツ3団体から支援を受けて発足しました。そして、2003年4月に日本スポーツ仲裁機構(JSAA)が発足するに至ったのです。JSAAは当初、法人格のない団体として発足し

ましたが、2009年4月に財団法人となりました。さらに2013年4月には公益法人としての認定を受け、現在は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構として活動をしています。現在、スポーツ関係の紛争解決機関としては日本で唯一の機関です。日本にはADR法があり、裁判外の紛争解決機関について法務大臣が認証をする制度があります。現在、150を超える機関が法務大臣の認証を受けておりますが、その中でスポーツ関係の紛争を専門分野とするADR機関はこの日本スポーツ仲裁機構だけとなっております。

2 スポーツ仲裁の意義

スポーツ仲裁の意義は、裁判代替性・ADRの優位性・スポーツ界における法形成機能にあります。

まずスポーツ仲裁の裁判代替性についてお話しします。実は、代表選手の選考をめぐる紛争などスポーツに関する紛争を裁判所が取り扱ってくれるかどうかという点が、そもそも不透明であり不確実であるという問題があります。裁判所が取り扱う紛争については、裁判所法という法律の中で規律されていますが、裁判所が取り扱う紛争にスポーツ紛争が含まれるかどうかは学説上も争いがあります。しかし他方で、このような紛争、特にオリンピックの代表選手選考の紛争などは、選手の一生に大きな影響を与えることになることは明らかです。また、スポーツ団体側から見ても、その透明な解決の必要性は明らかに認められます。もし、裁判所がこのようなスポーツ紛争を扱わないとなると、それを扱う専門的な紛争機関が社会的に必要となることは明らかです。また、逆に仮に裁判所がその紛争を取り扱ってくれるとしても、なおスポーツ仲裁は迅速・廉価な紛争解決手段として意味を持つものと思われれます。

次に、ADRの優位性についてお話しします。

裁判は、国が強制的に紛争解決を図るものであって、様々な点で限界があります。とりわけ、このスポーツ紛争との関係でいえば、迅速性の観点で裁判には限界がありますし、専門性の観点からしても、裁判官はもちろんスポーツの問題についての専門家ではありません。そうすると、やはり裁判所がスポーツ紛争を取り扱うとしても、なおスポーツ仲裁の存在意義を見出せるものと考えられます。

さらに、そのような個別の紛争解決を終えて、スポーツ界における法形成機能という観点からもスポーツ仲裁は大きな意義を持っています。もちろん紛争解決をルールに基づいて行うことは、どの社会でも有用でありますけれども、国家による法律の規制があまりない、言い換えれば、自治に委ねられている社会、スポーツのような分野においては、その内部においてルールを形成していくことは非常に重要な意味を持っています。その意味で、仲裁の中で、個別の紛争を解決するとともに、一般的な形でルールが作られていく、法が形成されていくことは極めて大きな意味を持っていると考えられています。

そのような目的を果たしているスポーツ仲裁ですが、そのメリットとして、いくつかの点が指摘できます。

一つは廉価性、すなわち費用の問題であります。スポーツ仲裁においては、その申立費用は極めて低廉なものに抑えられています。現在、スポーツ仲裁機構の申立費用は基本的には5万5千円です。これはスポーツ仲裁を申し立てる選手等が必ずしも十分な資力を有していないことが多いことを鑑みたものであり、それもやはりスポーツ仲裁の申立てへの門を開くことであります。また、申立てに対しては、弁護士の代理人をつける必要がある場合もありますが、JSAAにおいては手続費用支援事業を行っており、十分な資力がない者については、その弁護士費用の一部を補助免除する事業であります。最近においては、特に手続費用支援の申立てが多く行われています。

また、迅速性という点、先程も触れましたが、スポーツ仲裁・スポーツ紛争の解決においては特に重要な要素となります。例えば、スポーツ

大会の直前に、この参加資格を巡って紛争が起る、実際の大会の1週間前に申立てがされることも決して稀ではありません。そのような場合に、大会が終わってから決定を出しても意味がないわけです。大会が実施される前の1週間の間に紛争を解決する。これはなかなか裁判所においては難しいことではありますが、スポーツ仲裁においては緊急仲裁制度を用いて迅速に紛争を解決します。

さらに、専門性という点です。JSAAにおいては仲裁人候補者リストを整備し、スポーツ仲裁においては200名以上の候補者がリストアップされています。また、仲裁人の専門性の向上の観点から、スポーツ仲裁法研究会を定期的に催したり、実際に補助員という形で仲裁手続に関与する機会を与える制度を設けたりしています。

最後に公開性という点です。これは先程のスポーツ仲裁の目的としての法形成機能と密接に関わる点であります。全ての仲裁判断を基本的にはホームページで公開し、そして仲裁判断がされるごとに記者会見を開催して、マスメディアの方の質問を受け付けることを行っております。仲裁手続の透明性、そしてルールの形成に向けた活動を促進しています。これはおそらく他の仲裁、ADRなどと異なるスポーツ仲裁の一つの特徴と思われれます。他のADRにおいてはどちらかというとも秘密保護が重視されて、典型的には商事仲裁においては秘密保護が重視されるわけですが、スポーツの場合はむしろ公開が重視されています。

3 スポーツ仲裁の特徴

ここまではスポーツ仲裁の意義ですが、次にその特徴についてお話します。一つは「判例法」の形成です。これは先程の法形成機能あるいは仲裁判断の公開と基本的には同じことでありまして、個別の事件の解決に加えて一般的なルール形成が大きな役割にあることは、やはりスポーツ仲裁の特徴であろうと思われれます。

それから行政争訟的な性格です。他の仲裁やADRの多くは、対等な当事者同士の水平的な紛争解決、契約を巡る紛争などが典型にあります。スポーツ仲裁においては、スポーツ団体がまず行った決定に対して選手等側が異議申立て

を行う点で行政が行った行政処分に対して私人が異議申立てを行う場合と類似する関係にあると思われれます。そういう意味でスポーツ仲裁は、行政に対する争いに似たような側面も持っています。例えば、決定が第三者に対しても影響を及ぼす場合に、第三者を含める形で紛争を解決する場面も考えられます。例えば、オリンピックの代表選手の選考で日本から選出できる選手の数が決まっている場合において、ある選手がそれに対する異議申立てをして、それが認められるとすると、必然的に他の選手にも影響が及ぼざるを得ないという点があります。これは行政の紛争解決と似たところがあり、そういう行政法的な観点も踏まえて、スポーツ仲裁は考えて行く必要があります。

最後に、スポーツ仲裁の最大の特徴である、自動応諾条項の問題についてお話しします。これはスポーツ団体があらかじめ選手等から仲裁の申立てがあった場合に、その仲裁手続を受け入れることをあらかじめ約束する条項を置くことであります。これは選手側から見れば、スポーツ仲裁の申立てをすれば必ずスポーツ団体がそれに応じてくれて、必ず紛争の解決が図られることを担保するものであり、紛争解決の実効性が確保できるものであります。普通の仲裁においては、あらかじめ仲裁の合意がなければ、一方当事者が仲裁を申立てても、相手方がそれに応じない限り、紛争の解決は図ることができません。スポーツ仲裁においては、自動応諾条項があらかじめ存在することによって、必ず紛争解決が図られる保証があるので、これは選手側のスポーツ仲裁の利用の促進において極めて重要な意味を持つものであります。このように相手方が仲裁に応じることに拘束されるADRのことを「片面拘束的ADR」と呼びます。実は、日本において成功しているADRはほとんど片面拘束的ADRに限られるといっても過言ではありません。例えば、金融機関が行っている金融ADRもその類であり、金融機関側は必ずADRに応じることをあらかじめ約束しています。あるいは特殊なものですが、原子力損害賠償ADRという、福島原子力事故について東京電力が損害賠償をする際のADRにおいても、このよ

うな片面拘束的ADRになっています。そういった意味では、このような片面拘束型でスポーツ仲裁が構成されていることはスポーツ仲裁の極めて大きな特徴であり、それが実効性を持つ大きな鍵になります。

4 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) の活動

ここまではやや抽象的・普遍的なお話になりましたが、もう少し具体的に日本スポーツ仲裁機構の活動についてお話ししたいと思います。

統計的な観点からお話ししますと、スポーツ仲裁は最近増加傾向にあります。2003年から15年間の間は、基本的には事件数は1桁、それも5件以下の事件数でありました。しかし、その後徐々に事件数は増加していき、1桁でも後半の事件数になり、そして2018年頃からは事件数が基本的には2桁となりました。2022年は18件となり、増加の傾向にあるといえます。このような傾向を辿っていくことは、後でお話しする自動応諾条項の採択が徐々に増えていることや理解増進活動など地道な活動の成果であると思います。ただ、スポーツ仲裁以外にもJSAAはいくつかの仲裁・調停での紛争解決を行っているところではありますが、ドーピング仲裁についていうと、毎年1件あるかないかで推移しております。これは日本のスポーツ界においてドーピングがそれほど多くない、そもそも紛争が少ないことによるものと考えられ、この点はあまり問題にする必要がないと思います。ただ、特定仲裁という、一般的なスポーツ団体の決定をめぐる紛争以外にも広くスポーツに関わる紛争を取り扱う仲裁の事件については、基本的には今まで実際に仲裁手続が行われた件数がありません。ごく最近、具体的な事件があったと伺っておりますが、2022年までは0件でありました。そして、調停つまり和解あっせんに基づく紛争の解決も、申立てはそれなりにはありますが、不応諾の件数が多い、また、話し合っても結果としては解決できなかった、調停が不調に終わった事件の割合が多いので、なかなか実効的な解決には至っていない状況にあります。この辺りは今後の課題になります。

それからもう一つ、自動応諾条項であります

が、先程申し上げたとおり、これがスポーツ仲裁の鍵を握る一つのものになります。これについていえば、この採択は徐々に増加していることができます。2023年3月現在の自動応諾条項の採択状況について、JOCの加盟団体は90%を超えており、JSPOの加盟団体は80%、JPSA・JPCの加盟団体は58.7%であり、スポーツ界全体では、77%となっています。これは5、6年前と比べてもかなり採択している割合といえ、増加しているといえます。なお、これについては現在、もう一度正確な割合を調査中ではありますが、おそらく採択率はこれより上がると思います。この採択状況も合わさって、これが先程のスポーツ仲裁の事件数の増加にもつながると評価できるのではないのでしょうか。

その他のスポーツ仲裁機構の活動については、広報や理解増進活動があります。これは選手あるいはスポーツ団体に対して、スポーツ仲裁制度を様々な場面で説明する広報活動です。また、研究・人材養成活動も盛んに行われており、これは仲裁人の能力を底上げしていくとともに、仲裁人を養成し、その層を厚くしていく研究会の活動であります。さらにスポーツ団体のコンプライアンスを支援する事業等も行っております。スポーツ仲裁機構は紛争を解決する機構ではありますが、できれば紛争は発展する前に予防することができれば、それに勝ることはないわけです。我々のこれまでの活動の経験から、やはり多くの紛争は何らかの意味でコンプライアンス上の課題に起因していることが多いといえます。そういう意味ではコンプライアンスを支援することによって、紛争の発生を予防することが可能になると考えられ、これもJSAAの活動の一つの柱になっております。

以上がJSAAの活動の中身になりますが、この20年間の成果と課題について次に触れていきたいと思っております。

5 JSAAの成果

JSAAの成果としては、まず何よりも中立・公正な紛争解決の選択肢を提供してきたことが大きな成果ということができます。先程申し上げたとおり、裁判所との比較においても迅速性・

専門性を発揮しながら実効的な紛争解決を行ってきたといえると思います。最近の事件数の増加もこれまでのJSAAの成果に対する一つの評価と位置付けることもできると思います。そのような個別の紛争解決に倣って、先程スポーツ仲裁の目的ないしメリットのところでお話ししましたように、スポーツ界における法の形成、ルールの形成、最近の流行りの言葉でいえば「法の支配」の浸透です。客観的なルールによってその分野の紛争の解決を図り、紛争解決の基準となるルールが定義されることによってそもそも仲裁などにならず、自発的な紛争解決が図られます。スポーツ界全体、スポーツ団体や選手等の意識が変化しており、それぞれが行動していく行為規範としてルールが機能することによって、紛争が発生することなく予防される、これがおそらくベストな道だと思われれます。理想的には、ルールが安全にその社会において妥当すれば、仲裁事件はゼロになるかもしれませんが、我々が活動する余地がなくなるかもしれませんが、司法というのは宿命的に事件数がなくなることが理想となっています。残念ながらそうはなりません、それを目指して活動しており、それに向けた成果を上げてきていると評価できます。

6 JSAAの課題

ただ、現状は理想には未だ程遠いものであります。JSAA自体、いくつかの課題を抱えております。そのうち、主なものとして私を感じているものをいくつか挙げていきます。

一つは自動応諾条項をより拡大化していく、あるいは安定化させていくことが一つの課題としてあるのではないかと感じております。先程申し上げたとおり、自動応諾条項はスポーツ仲裁の鍵となるものであります。また最近、自動応諾条項の採択は増加しているわけですが、なお課題はあると思われれます。例えば、下部団体の問題です。多くの国レベルでのスポーツ団体は自動応諾条項を持っているとしても、その下にある団体、例えば都道府県や市町村の団体、あるいは大学・高校・中学の団体がありますが、そういう団体が必ずしも自動応諾条項を採択し

ていないことになると、地方における紛争や学生の紛争が、我々の取り上げることができないことになる問題があります。実際、JSAAがそもそも仲裁をできるかどうか、仲裁条項として有効なものがあるかどうかを仲裁で争われ、その後裁判所に申し立てられた例もありました。JSAAとしては自動応諾条項があると認定して、スポーツ仲裁を始めたわけですが、裁判所側から、この条項では自動応諾があるとはいえないため仲裁を止めろといわれ、結局仲裁を最後までできなかった事件があります。そういう意味では、より広くスポーツ仲裁の自動応諾条項を普及させることが一つの課題になると思います。また、自動応諾条項の安定化を挙げましたが、すでに自動応諾条項を設けている機関が一時的に脱退、すなわち自動応諾条項を止めてしまう事例も最近生じています。具体的な仲裁判断に不服があったとして自動応諾を止めてしまう、その後復活することもあります。そういうことが起こるとすれば、やはりそれはスポーツ仲裁の安定性・実効性の観点から見れば、大きな問題であるといえます。

さらに、紛争解決機能の更なる強化の点においては、先程必ずしも十分に利用されていないと申し上げた特定仲裁やスポーツ調停を今後活用していくことが考えられるのではないのでしょうか。特に調停、話し合いによる紛争解決は、最近、国際仲裁の世界において調停の機能が見直されている状況にあります。そういう意味では合理的な紛争解決方法としてこの意味は大きいと思われるわけですが、先程申し上げたとおり、スポーツ調停は必ずしも十分に利用されていない、あるいは十分に機能していない状況にあり、残念なマーケットであるということができます。

最後に、活動のサステナビリティについてですが、スポーツ仲裁の活動を安定化させるためには、やはり財政的な安定性、そして人的基盤の充実といった全体的な基盤整理が引き続き極めて重要であると思います。現在、JSAAの財政はスポーツ団体からの会費、また国からの補助金等によって賄われているわけですが、十分とは言えない状況が続いております。私は機構長を8年間務めました。その際の課題と

して、特に財政の安定性を掲げて活動していましたが、残念ながら十分な成果を上げることができませんでした。引き続き大きな課題となっております。また、人的基盤の観点において、研究会の活動などで人材養成に努めております。やはりこの点においては、スポーツ分野を専門とする、特に弁護士の方が包括的に役割を担ってくると考えております。法科大学院制度が作られた後、私が見たところ、以前に比べてもスポーツ分野に精通している弁護士の方が出てきていることは確かだろうと思います。ただ、諸外国に比べると、日本においてはなかなかスポーツの代理人弁護士としてビジネスが成り立つ状況にはまだまだないと見受けられるところでありまして、そのあたりの、これはなかなかJSAAだけでどうこうできるものではありませんが、できるだけ厚い層の人材が形成されていくことが課題であると思います。

以上、これまでのスポーツ仲裁のあり方、JSAAの成果・課題について見てきましたが、最後にスポーツ仲裁の未来について私の思っていることをいくつかお話しします。

7 スポーツ仲裁の未来

基本的には、JSAAの役割はある意味淡々と紛争解決機能を継続していくことだと私は思います。スポーツ仲裁は比喩的にいえば、スポーツ界における裁判所でありまして、司法の機能は基本的には受け身のものです。派手な活躍が期待されているものではなく、社会の礎として淡々と活動していく。先程も申し上げたように、理想的には紛争がゼロになれば、司法機関は全く何もやっていないが、いざとなったときにはそこにいくことができる。それが実は理想的な司法の役割だと思っているところでありまして、そういう意味では、より公平な紛争解決を継続的にきちんと行っていく、それが何よりも重要な事柄なのではないでしょうか。その意味では、地道な広報・理解増進活動を展開していくことが重要であって、先程申し上げた、最近の事件数の増加や自動応諾条項の採択の増加はこれまでの地道な広報の活動、理解増進活動の大きな成果であると思っています。その

ため、これを引き続き継続していくことであろうと思います。理解増進活動は当然一回行って済むものではなく、選手側もスポーツ団体側も次々と世代交代をしているので、新しい世代に向けて、新しい人々に向けて広報を行っていかねばならず、無限に続けていかねばならないわけであります。そのような紛争解決機能を継続していく、広報・理解増進活動を継続していく上では、何よりも財政面や人材面での支援、サステナビリティが必要になることは先程も申し上げたとおりであります。そういう意味で、現在の状況は必ずしも100%のものとはいえない状況でありまして、最後の部分については研究者というよりは前機構長の意見ということになりますけれども、スポーツ団体あるいは国等も含めて、しっかりとした体制を取っていただきたいと思ひますし、新体制においても

弁護士会や法科大学院等も含めてスポーツ仲裁に対する理解を高めて専門家を養成していくことに期待したいと思ひます。

最後になりますが、今回、20年の節目のシンポジウムであります。この20年という節目を見ることができたというのは極めて感慨深いものがあります。ただ、先程も申し上げたように、このような活動は社会・スポーツ界におけるインフラストラクチャーを構成するものであり、継続性が何より重要でありますので、今後30周年、50周年、100周年を今後の皆様が見ることができると期待して、引き続き関係者の皆様のご支援ご協力をお願いして、私のお話を締めさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。



基調講演 スポーツ仲裁 20年の成果と未来

国内スポーツ仲裁機関の比較（日豪）

コーディネーター：沖野眞己（JSAA 機構長、東京大学大学院法学政治学研究科教授）

セッション1では、オーストラリアの国内紛争解決機関である National Sports Tribunal (NST) と日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) における、スポーツ仲裁の状況や課題についての意見交換が行われました。コーディネーターは、当機構の現代表理事沖野眞己が務めました。

● JSAA のスポーツ仲裁の現状

まず、JSAA の仲裁調停専門員を務める恒石直和弁護士から、事務局体制や財政、手続の統計の観点から、JSAA の現状について、以下のとおり報告がなされました。

JSAA は2003年4月に設立され、2023年4月に20周年を迎えました。現在の事務局体制として、事務局長の下に会計スタッフ、ケースアドミニストレーター1名（フルタイム）、ケースマネージャー3名（パートタイム）、理解増進事業専門員1名を置いています。仲裁人候補者は209人（2023年3月現在）が登録されており、2021年1月に新設されたドーピング紛争仲裁の仲裁人候補者リストには30人が登録されています。JSAA の財政は、統括団体からの特別会員費、JSC からの補助金やスポーツ庁からの委託事業費などで運営されており、自由に使える資金は限られています。

JSAA が取り扱うスポーツ仲裁事案は、ここ最近では年間約10件から18件程度の件数で推移しています。通常仲裁の平均事案解決期間は約180日ですが、緊急仲裁は20日前後で解決され、これらを併せた平均事案解決期間は81日になっています。また、JSAA は、現在、女性仲裁人の選任率を上げる目標を掲げており、女性の仲裁人選任率が向上しています。

● National Sports Tribunal の設立と概要

続いて、National Sports Tribunal (NST) の副 CEO の Kitty Chiller 氏から、NST の設立と

活動状況についての報告がありました。

NST は、2020年3月に設立された組織で、National Sports Tribunal 法に根拠を持つ行政機関型のスポーツ仲裁機関です。NST は、当初2年間のパイロットプロジェクトとして始まりましたが、2022年に連邦政府の承認を受け、現在は、恒久的な機関になっています。NST 設立のきっかけは、オーストラリアのスポーツ界におけるインテグリティの課題を指摘した「ウッド・レビュー」の調査結果でした。最も重要な点は、スポーツ団体が紛争を解決する際に、独立性に欠けていた、ということでした。

NST の職員数は、報告当時9名で、CEO と副 CEO に加えて、ケースマネージャーが4名、法人部門の職員が3名います。仲裁人候補者は、報告当時74名で、うち46%が女性、54%が男性となっています。仲裁人候補者は、豪連邦のスポーツ大臣によって任命されています。

NST の手続部門は、一般部門、アンチ・ドーピング部門及び上訴部門の3つに分かれており、手続の種類としても、仲裁、調停 (mediation/conciliation)、事案鑑定などがあります。報告時現在では、オーストラリアのスポーツ団体の95%が団体のいずれかの規則の中で、NST の管轄を認めています。

NST は、オーストラリア政府から資金拠出を受けており、その年間予算は、300万オーストラリアドル（日本円にして2億8500万円）となっています。NST でも当事者から申立費用500オーストラリアドル（日本円にして4万7000円）をとっていますが、あくまでも費用の一部を負担してもらうに留めています。また、NST は、仲裁人に対しては、仲裁人の数や事件の複雑さによって異なるものの、1000～3000オーストラリアドル（日本円にして10～30万円）を支払っています。また、NST では、プロボノ弁護士の制度があり、無料または減額された金額で、手続代理を依頼で

きる制度もあります。

さらに、Chiller氏からは、NSTでは現在スポーツ団体に、スポーツ紛争解決のためのベストなポリシーを採用してもらうための支援を行っていることが紹介されました。さらに、NSTとしては、向こう10年間で、オーストラリアで開催される競技大会でNSTが役割を果たせるように、法改正についても検討していきたい、ということでした。

● National Sports Tribunal の事案や 手続の状況

NSTで、シニアケースマネージャーを務めるMonica Delay氏からは、NSTの事案の状況や手続について、次のように報告がされました。

NSTの申立料金や費用の負担など手続の詳細は、National Sports Tribunal法に記載されています。2023年は、報告時点で32件の事案が確定し、14件の係属中の事件があるとのことでした。

NSTは、審判の判定や損害賠償などの問題を除き、原則としてすべてのスポーツ紛争を取り扱うことができます。その中でも、懲戒処分の事案(32%)、代表選考や出場資格の事案(30%)が中心的な紛争類型で、アンチ・ドーピング紛争はまだ少ない状況です。スポーツの種類として、報

告当時で約40のスポーツ団体からの申立てを受けていますが、そのうち10のスポーツ団体で、60%の事件を占めている、ということでした。

手続の利用状況としては、仲裁、調停(mediation/conciliation)、事案鑑定のうち、仲裁事案が64%で、mediationが27%、conciliationが4%ということでした。手続部門としては、大部分の事件が一般部門、すなわち、第一審の事案で、アンチ・ドーピング部門のケースや上訴部門のケースはまだ少ない、とのことでした。紛争解決にかかる平均的な期間は、72日ということでしたが、代表選考の事案など、競技会の日やエントリー期限の決まっている事案では、2日から7日で紛争を解決することもあるようでした。

● まとめ

当機構現代表理事沖野眞巳のコーディネートの下で行われたパネルディスカッションでは、スポーツ仲裁機関がスポーツ・インテグリティを維持する上で不可欠な役割を担っていることや継続的な国際協力の重要性が強調されました。JSAAが2023年3月に実施した訪問に加えて、シンポジウムでもNSTとの情報共有や関係性の確認ができ、両団体にとって非常に素晴らしい機会になりました。



セッション1 国内スポーツ仲裁機関の比較 (日豪)

国際スポーツ仲裁のキャリアパス

コーディネーター：山崎卓也 (Field-R 法律事務所・弁護士)

セッション2では、法律家が国際スポーツ仲裁の分野でプレゼンスを高め、貢献していくために、Lia Yokomizo氏、Wouter Lambrecht氏、生田圭氏という3人のパネリストが、どのような形で国際スポーツ仲裁の分野に関わるようになったのかについて話を聴きました。モデレーターは、Field-R 法律事務所の山崎卓也弁護士が務めました。

●スポーツ仲裁裁判所における Legal Counsel のキャリア - Lia Yokomizo 氏

Lia Yokomizo 氏からは、どのような過程を経て、現在のスポーツ仲裁裁判所 (CAS) の Legal Counsel という業務を行うようになったのかについての話がありました。

ほとんどの人がスポーツの分野を専門にした後、スポーツ仲裁を扱うようになる中、Yokomizo 氏は、まずは仲裁の専門家としてスタートしています。

Yokomizo 氏は、ロースクールのおき、ブラジル仲裁委員会でのインターンシップという形で、仲裁実務に関わるようになりました。Yokomizo 氏は、L.O. Baptista 法律事務所でのインターンシップや日本とスペインでの留学を経て、Levy & Salomão 法律事務所や Siassi McCunn Bussard で実務家としての経験を積んでいきます。

その後、Yokomizo 氏は、友人からの助言を受けて、CAS の Legal Counsel に応募した結果採用され、現在のポジションに就くことになりました。Yokomizo 氏は、スポーツ法の経験については謙遜されていましたが、①仲裁の分野で経験豊富であること、②英語とスペイン語を流暢に話せること、③フランス語の知識があること、④スイス法の知識があること、⑤スポーツ法の経験があることといった採用にあたっての要件を満たすのは、Yokomizo 氏のような方しかないであろうと感じることができました。

●サッカークラブでの法務のキャリア - Wouter Lambrecht 氏

Lambrecht 氏からは、サッカー関連の仕事を行う中で、最終的に独立した事務所を構えられ、CAS の仲裁人としてご活躍されているという話がありました。

Lambrecht 氏はベルギー出身のベルギー資格の弁護士で、報告当時はスペインのバルセロナを拠点としており、まもなく、スイスを拠点にする、ということでした。

Lambrecht 氏は、ベルギーでの3年間の学士の期間の中で、交換留学生としてコペンハーゲンで1年間過ごしつつ、法学の学位を取得しました。学位論文では、ベルギーの労働法と FIFA の規則に関連するテーマを取り扱い、その中で、スポーツの枠組みと法的枠組みがどのように相互作用していくかを掘り下げたいと思うようになったとのことでした。Lambrecht 氏は、さらに、マドリードで国際スポーツ法の修士号を取得した上で、ヨーロッパクラブ協会法務マネージャーとしてキャリアをスタートさせました。そこでは、国際試合の日程、代表チームへの選手の派遣、それに伴う保険の交渉、選手の地位と移籍に関する規則の適用などを扱われたそうです。また、Lambrecht 氏は、この時期に FIFA の Players Status Committee の裁定委員を務めるようにもなりました。その後、Lambrecht 氏は、FCバルセロナの法務部門に移り、女子チームの設立や、国際的な訴訟、スペイン国外の企業とのスポンサー契約など多岐にわたる国際業務に携わりました。Lambrecht 氏は、バルセロナでの経験を経て、現在は、個人で事務所を開業し、さらには CAS 仲裁人の候補者を務めています。

Lambrecht 氏からは、最後に、スポーツ業界に入る方法の一つではなく、多くの方法があるということと、対立する当事者であっても、有

効的に信頼関係のある関係を構築することの重要性が強調されました。

●世界でも活躍する日本人弁護士のキャリア - 生田圭氏

生田圭弁護士からは、日本の大手法律事務所へ入所してから、独立して事務所を構え、どのようにスポーツの仕事を増やしていったのかについて自身の経験を共有していただきました。

生田弁護士は、2008年に日本で弁護士資格を取得し、15年間弁護士として活動しています。生田氏がキャリアをスタートさせたのは、企業法務案件に従事する東京の法律事務所でしたが、スポーツ法に関する案件はほとんどなかったそうです。生田氏は、留学時代イギリスのリーズ大学でスポーツ法を学び、同国の国内紛争解決機関である Sport Resolutions でのインターンシップを経験しました。

生田氏は、帰国後は所属法律事務所に戻りましたが、このときスポーツ案件の割合は10%にも満たなかったそうです。そこで、生田氏は、スポーツ関連の仕事を増やしたいという思いから、JSAAでケースマネージャーに就任し、多くのスポーツ仲裁や調停に携わり、2021年の東京オリンピック・パラリンピックのプロボノ・リーガル・サービス・プロジェクトの準備にも携わりました。

生田氏は、現在は独立して法律事務所を経営しており、スポーツ関連の案件の割合は50%以上にもなっているそうです。取り組んでいるケースの中には、日本の裁判所でCASの仲裁判断を執行したり、日本のプロサッカークラブを代理したCAS仲裁事件も2件担当されたとのことでした。その際は、スイスの弁護士と連携しつつ対応されていたそうです。

生田氏からは、JSAAとスポーツ仲裁裁判所(CAS)との手続の違いについても説明がありま

した。申立料金や手続費用の違いや、主張の期限や回数の問題、そして仲裁言語についての説明もあり、スポーツ仲裁裁判所(CAS)手続を日本人が利用する上で難しい問題があることが共有されました。

●パネルディスカッションとまとめ

パネルディスカッションでは、山崎卓也弁護士のコーディネートのもと、報告者の日常的なプラクティスの内容やスポーツ仲裁の特徴、そしてスポーツ業界での信頼の築き方について改めて議論が行われました。

Yokomizo氏は、CASのリーガルカウンセルとして、進行や仲裁判断において手続上の問題がないかを確認する役割を担っていることが述べられました。また、スポーツ仲裁を行う上では、異なる国や団体の規則に精通する必要があること、また近年は政治的または人権に関わる問題が取り扱われることがあるとの指摘がされました。

Lambrecht氏からは、最近では、国際的な課税問題が重要視されていることが説明されました。また、CASの仲裁人として多くの案件を扱っている経験に基づき、業界内での信頼の築き方についても言及がされました。

生田氏からは、国際スポーツ仲裁において日本の弁護士が果たすことができる役割と、外国の法律専門家との連携の重要性についてが語られました。特に、スイス法の知識やFIFA規則の理解が必要な場面で外国の専門家と協力することの利点が強調されました。

パネルディスカッションを通じて、国際スポーツ仲裁の現場で活躍する専門家たちの業務内容、業界内での信頼構築の方法、およびスポーツ仲裁の特殊性についての理解がより深まったと思います。

アンチ・ドーピング仲裁の現在

コーディネーター：早川吉尚（立教大学法学部教授、瓜生・糸賀法律事務所・弁護士）

セッション3では、アンチ・ドーピング仲裁の現状について、アンチ・ドーピング機関やその代理人、選手側代理人、規律パネルといったそれぞれの立場からコメントがなされました。

●イントロダクション

冒頭、日本アンチ・ドーピング規律パネルの委員長であり、コーディネーターを務めた早川吉尚教授より、ドーピング紛争におけるJSAAの位置づけについて説明がされた上で、日本のアンチ・ドーピングの活動の歩みには、①アスリートやコーチなどにアンチ・ドーピング違反とは何かを説明しなければならなかった時期、②「うっかりドーピング」が生じていた時期があり、現在は、③「判断が極めて難しい事案」が生じていることが説明されました。

●アンチ・ドーピング機関の立場から

日本アンチ・ドーピング機構の専務理事を務める浅川伸氏からは、近年のルール改正の動きについての説明がありました。

浅川氏からは、ロシアの組織的なドーピング不正により、アスリートからアンチ・ドーピング体制に対する信頼が問題となっていることが説明されました。また、現在は、世界アンチ・ドーピング規程のもとに8つの国際基準が策定されているが、昨今Investigation（ドーピング調査）の手法の重要性が増してきていることに鑑み、現在検討されている世界アンチ・ドーピング規程と国際基準の改正の議論の中では、検査及びドーピング調査に関する国際基準を分離し、ドーピング調査に関する国際基準を独立して策定する動きがあることが報告されました。また、2021年からは教育に関する国際基準において、「価値観を浸透させドーピングを予防するための学習の過程」という教育の定義が置かれ、現在の教育が、学習の過程を連続して伝えていくこ

とに方向転換していることが伝えられました。

日本の状況として、アンチ・ドーピング規則違反は、2015年度から2022年度まで合計で34件あり、違反が疑われる立場に立った選手に対して、できる限り代理人を起用するよう推奨していることも共有されました。

●結果管理機関代理人の立場から

佐竹勝一弁護士からは、日本アンチ・ドーピング機構の委任を受け、アンチ・ドーピング規則違反が発生した後の規律パネルの事務を担当している立場から、昨今のアンチ・ドーピング規則違反の状況やアスリート側の注意点が説明されました。

佐竹氏からは、日本でのアンチ・ドーピング規則違反事案の類型として、サプリメントの事案が一番多いことが説明されました。そして、サプリメント事案では、アスリートの側が、違反の原因がサプリメントではないかと考えた場合、サプリメントの分析を依頼して禁止物質が混入されているのかを立証することが実務上行われていることが説明されました。そのため、佐竹氏からは、この立証を行う上では、摂取したサプリメントを捨てずに保管しておくことの重要性や、海外メーカーのサプリメントは汚染のリスクが高いことなど、アスリートにとって押さえておくべき注意点が説明されました。

●競技者代理人の立場から

競技者の代理人を務める経験が豊富な高松政裕弁護士からは、代理人の立場から、アンチ・ドーピングの仲裁規律パネルでの手続についての説明がありました。

高松弁護士からは、検体から禁止物質が検出されアンチ・ドーピング規則違反が疑われるとの通知を受けたアスリートから相談を受けて、

代理人として活動する際に重要なこととして、①コード（世界アンチ・ドーピング規程と国際基準）の正確な理解、②正確な理解を前提にして、見通しを把握すること、③見通しを前提に具体的な立証計画を立てること、④その立証をしていく上でどのぐらい費用がかかるのか（費用対効果）を考えること、⑤依頼者との信頼関係の構築が挙げられました。

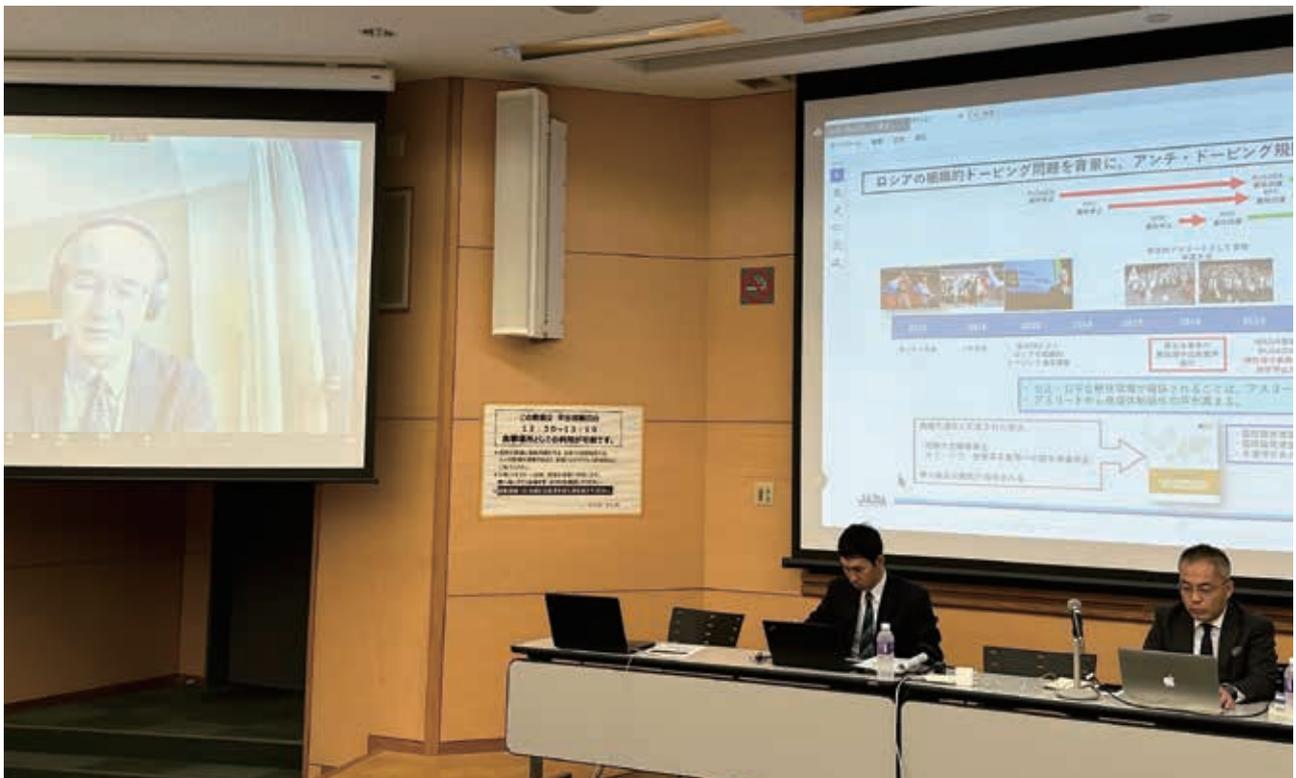
また、高松弁護士からは、最後に、アンチ・ドーピング規則違反を予防する上では、ケースを通じた少人数での議論など、教育研修プログラムをより充実させることの必要性も指摘されました。

●パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、早川吉尚教授のコーディネートの下で、サプリメント汚染の問題が取り上げられ、サプリメントを摂取していても記録に残すことの重要性が強調されまし

た。また、サプリメントはアスリートの間で使用する実態が見られる一方、必ずしも栄養学的な知見を担保した上で使用されていない問題や、アンチ・ドーピング規則違反のリスクを踏まえていないという問題も指摘されました。加えて、アンチ・ドーピング活動に関与している者で、立場を超えて、勉強会や研究等を行っていく重要性も確認されました。

なお、本セッションの冒頭では、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）のダイレクタージェネラルを務められているオリビエ・ニグリ氏から、日本のアンチ・ドーピング活動に対する貢献が非常に大きいことへの感謝の言葉や、アンチ・ドーピング活動において、アンチ・ドーピング規則違反の有無を判断するための機関の存在が重要であり、JSAAがこれまで果たしてきた貢献に対する感謝の言葉も頂戴しました。



セッション3 アンチ・ドーピング仲裁の現在

スポーツ調停の活用の可能性

コーディネーター：小川和茂（JSAA 理解増進事業専門員）

セッション4では、スポーツ調停の活用の可能性について、報告とパネルディスカッションが行われました。このセッションでは、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ調停制度の活用状況や2024年4月1日に予定されている改正ADR法の施行、国際調停の実務を踏まえて、スポーツ紛争解決手段としての調停の役割と展望について議論が交わされました。

●日本スポーツ仲裁機構における スポーツ調停手続の現状

まず、当機構の前田卓朗から、日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ調停手続の概要と現状・課題についての報告がされました。

日本スポーツ仲裁機構のスポーツ調停手続は、2007年より開始され、ADR法に基づき認証紛争解決手続として法務省による認証を受けた第1号機関です。原則として、「スポーツに関する紛争」であれば利用することができます（但し、紛争類型によっては、事実確認のみをすることができます。）。2023年4月1日からは、特に調停期日をオンラインで行うことができることが規則上明確化されました。これまでの累計申立件数は、2007年度に事業を開始してから16年間で37件、うち調停手続を行うことについて相手方が応諾した件数は22件、和解が成立した件数は、6件となります（2023年9月現在）。

報告では、日本スポーツ仲裁機構の調停手続の課題として、調停応諾の少なさ、和解の成立事例の少なさ、調停手続の認知度不足、緊急事案への対応の困難さなどにも言及がなされました。

●他国におけるスポーツ調停の活用事例

次いで、当機構の専門員であり立教大学法学部兼任講師の小川和茂より、他国におけるスポーツ調停の活用事例として、カナダスポーツ紛争

解決センター（SDRCC）の紛争解決サービスについて報告がありました。

SDRCCは、2004年4月1日に非営利団体として、カナダの連邦法であるAct to Promote Physical Activity and Sportに基づいて設立され、連邦レベルのスポーツ紛争について、調停（Mediation）、解決促進手続（Resolution Facilitation：RF）、仲裁（Arbitration）を提供している紛争解決機関です。

SDRCCでは、仲裁の場合でも、事案に関する事実関係の整理や争点の確認などを行う解決促進手続（RF）が行われ、和解による解決の可能性が探られていることが報告されました。

報告の最後には、調停手続は、より早く、より安価に紛争を解決する上では有益であり、紛争解決後の当事者間の関係を良好なものとする、という調停のメリットも強調されました。

●国際調停とスポーツ調停

英国仲裁人協会上級認定仲裁人（F.C.I.Arb.）・同認定講師（A.F.L.）で、JIMC、SIMC、JCAA等の各種調停機関において調停人を務めている高取芳宏弁護士（日本及び米国ニューヨーク州）からは、国際取引等の紛争解決手段である国際調停の知見から、スポーツ調停の活用の可能性についての話がされました。

具体的には、Facilitative（交渉促進）型の調停と、Evaluative（評価）型の調停を組み合わせた調停の可能性や、Arb=Med=Arbなどを活用し、仲裁手続を最後まで行うより、和解のための調停をすることで、より迅速で、両当事者の納得を得られる解決を得られる可能性が指摘されました。

さらには、JIMCとSIMCのジョイントプロトコルの事例を参考に、①「共通目的」の設定、②紛争当事者間の共通interestのピックアップ、

③ Agreed items と Yet Agreed items を示し、和解成立への progress を当事者に視覚化していくことにより、当事者に自らのイニシアティブでの和解に向けた交渉の進展を認識させる手法といった、調停技法の紹介もなされました。

●まとめ：スポーツ調停の可能性と展望

パネルディスカッションでは、スポーツ調停からスポーツ仲裁への移行や、ADR法の改正やシンガポール条約の適用に関する議論が行われました。仲裁人と調停人のマインドセットの違い及びスポーツ紛争の解決手段としての調停の

メリットと課題についても意見が交わされました。

本セッションを通じて、スポーツ調停の現状と課題、国際的な取り組みについて理解が促進されたと思われます。スポーツ調停の今後の課題としては、調停手続の効率化、調停合意への執行力の確保、仲裁と調停の柔軟な連携、及び国際的な枠組みへの適応などが挙げられます。これらの課題に対処し、スポーツ紛争の解決手段としてのスポーツ調停をより効果的なものにするための取り組みの必要性が認識されました。



セッション4 スポーツ調停の活用可能性

スポーツくじ



スポーツは育てることができる。

スポーツくじ(toto・BIG)の収益は、日本のスポーツを育てるために使われています。